

聖籠町告示第31号

聖籠町芸術・スポーツ文化振興奨励金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月28日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町芸術・スポーツ文化振興奨励金等交付要綱の一部を改正する告示

聖籠町芸術・スポーツ文化振興奨励金等交付要綱（平成26年聖籠町告示第60号）の一部を次のように改正する。

別表1及び別表2を次のように改める。

別表1

	対象活動	交付金額	添付書類
1	公共団体、公共的団体等が主催する全国規模の芸術に関する大会等に専修学校等の在学生在が学校を代表して出場する場合	個人 15,000円 団体 70,000円 専修学校等 100,000円	・ 交付対象者の氏名が明記された大会等要綱の写し ・ 住所等が確認できる書類
2	公共団体、公共的団体等が主催する全国規模の芸術に関する大会等に個人又は団体の構成員として出場する場合	個人 10,000円 団体 50,000円	・ 交付対象者の氏名が明記された大会等要綱の写し ・ 住所等が確認できる書類
3	芸術活動を主体的に取り組む個人であって、別に定める審査会から、意見を聴取して必要と認めた場合（ただし、	個人 10,000円以内	・ 活動実態が証明できる書類

活動により対価を得られる場合は除く。)	(1人1回限り)
---------------------	----------

備考：芸術とは、文芸、美術、音楽、総合芸術等（舞台、映像等をいう。）、デザインその他町長が特に認めたものとする。

別表 2

	対象活動	交付金額	添付書類
1	公共団体、公共的団体等が主催する全国規模のスポーツに関する大会等に専修学校等の在学生在が学校を代表して出場する場合	個人 15,000円 団体 70,000円 専修学校等 100,000円	・ 交付対象者の氏名が明記された大会等要綱の写し ・ 住所等が確認できる書類
2	オリンピック・パラリンピック等国際大会に個人又は団体の構成員として出場する場合	個人 80,000円	・ 交付対象者の氏名が明記された大会等要綱の写し ・ 住所等が確認できる書類
3	スポーツ競技選手として国際的な強化合宿に選抜され参加する場合	個人 20,000円	・ 交付対象者の氏名が明記された大会等要綱の写し ・ 住所等が確認できる書類
4	公共団体、公共的団体等が主催する全国規模のスポーツ競技大会に個人又は団体の構成員として出場する場合	個人 10,000円 団体 50,000円	・ 交付対象者の氏名が明記された大会等要綱の写し ・ 住所等が確認できる書類

		円	
5	スポーツ活動を主体的に取り組む個人であって、別に定める審査会から、意見を聴取して必要と認めた場合（ただし、活動により対価を得られる場合は除く。）	個人 10,000 円以内 (1人1回限り)	・活動実態が証明できる書類

附 則

この告示は、平成31年5月1日から施行する。